

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	北斎場ガス吸収式冷温水機修繕(その2)	産業用機器	テクノ矢崎(株)	1,793,000	令和8年1月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	プラスチック資源中継施設運営用ショベル ローダー(環境6号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	1,596,419	令和8年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	プラスチック資源中継施設運営用ショベル ローダー(環境7号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	1,688,654	令和8年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー (環境5号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	1,945,337	令和8年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場ガス吸収式冷温水機修繕（その2）

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本修繕は、北斎場の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機が故障し、正常に動作をしなくなったことから、修繕を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎エナジーシステム（株）が独自の技術により設計・製造を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム（株）より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎（株）のみである。

上記理由により、テクノ矢崎（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3328）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境6号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回のバケットシリンダー部からのオイル漏れ及びフロント・リアタイヤの交換にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境7号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回のバケットシリンダー部のオイル漏れをはじめとした不具合にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境5号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回の経年劣化によるバッテリーの性能低下をはじめとした不具合にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）